

○国土交通省告示第四百十二号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(登録の要件等)</p> <p>第五条 国土交通大臣は、第三条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をするものとする。</p> <p>一 第七条第一項第四号の表の上欄に掲げる科目について講義が行われるものであること。</p> <p>二 第三条第三項第三号の概要について、<u>第七条第一項(第四号を除く。)</u>の規定に反しないものであること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(既存住宅状況調査技術者講習事務の実施に係る義務)</p> <p>第七条 既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、公正に、かつ、第五条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により既存住宅状況調査技術者講習事務を行わなければならない。</p> <p>一 一十四 (略)</p> <p>十五 既存住宅状況調査技術者及び既存住宅状況調査技術者であった者のうち修了証明書がその効力を失った日から起算して二年を経過しないもの(以下「既存住宅状況調査技術者等」という。)に関する次に掲げる事項を、本人の同意を得て、インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。</p> <p>イ 一八 (略)</p> <p>十六 一十九 (略)</p> <p>2 前項第十四号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由があるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期間に同号の修了証明書の有効期間を延長することができる。</p> <p>3 前項の場合において、当初の有効期間の満了日後から、延長された</p>	<p>(登録の要件等)</p> <p>第五条 国土交通大臣は、第三条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をするものとする。</p> <p>一 第七条第四号の表の上欄に掲げる科目について講義が行われるものであること。</p> <p>二 第三条第三項第三号の概要について、<u>第七条(第四号を除く。)</u>の規定に反しないものであること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(既存住宅状況調査技術者講習事務の実施に係る義務)</p> <p>第七条 既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、公正に、かつ、第五条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により既存住宅状況調査技術者講習事務を行わなければならない。</p> <p>一 一十四 (略)</p> <p>十五 既存住宅状況調査技術者及び既存住宅状況調査技術者であった者のうち修了証明書がその効力を失った日から起算して一年を経過しないもの(以下「既存住宅状況調査技術者等」という。)に関する次に掲げる事項を、本人の同意を得て、インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。</p> <p>イ 一八 (略)</p> <p>十六 一十九 (略)</p> <p>(新設)</p>

有効期間の満了日までに修了した既存住宅状況調査技術者講習（第一項第五号の申請により同項第四号の表の中欄に掲げる内容の一部の受講を免除されたものに限る。以下この項において同じ。）の修了証明書の有効期間は、当該既存住宅状況調査技術者講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を経過する日までとする。

（改善勧告）

第十四条 国土交通大臣は、既存住宅状況調査技術者講習実施機関が第七條第一項の規定に違反していると認めるときは、その既存住宅状況調査技術者講習実施機関に対し、同項の規定による既存住宅状況調査技術者講習事務を行うべきこと又は既存住宅状況調査技術者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（改善勧告）

第十四条 国土交通大臣は、既存住宅状況調査技術者講習実施機関が第七條の規定に違反していると認めるときは、その既存住宅状況調査技術者講習実施機関に対し、同条の規定による既存住宅状況調査技術者講習事務を行うべきこと又は既存住宅状況調査技術者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定（同条第十五号に係る部分に限る。）は、令和六年四月一日から施行する。